



一般廃棄物処理基本計画の
基本的な考え方について

(中 間 報 告)

平成23年1月

羽村市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物処理基本計画の 基本的な考え方について (中間報告)

平成21年6月5日付で、当審議会に諮問された「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」について、中間の取りまとめを行ったので、次のとおり報告します。

なお、羽村市一般廃棄物処理基本計画は、平成23年度末に策定される予定であることから、今後の審議によって、本実施計画(案)の見直しを行う場合があることを追記します。

今回の報告や平成23年度における審議内容を基に、平成24年度を始期とする5年間の計画期間とした一般廃棄物処理基本計画が策定され、その計画に基づき、循環型社会の実現に向けて前進することを期待します。

平成23年1月

羽村市長 並木 心 様

羽村市廃棄物減量等推進審議会

会 長 伊 藤 保 久

副会長 栗 原 悦 男

委 員 秋 山 弘

宇都宮 建 二

小 作 豊

川 島 紀 子

小 山 徳 幸

指 田 富 一

芝 文 夫

島 田 善 道

鈴 木 博 久

関 美智子

吉 崎 寛 子

芳 谷 松 男

渡 辺 和 子

(五十音順)

【一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方についての意見】

1 審議事項について

《結 論》

一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方については、本基本計画の具体的な考え方や行動等を定めた「実施計画（案）」について審議を行うこととする。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条(*1)及び、羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第30条(*2)の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理についての基本的事項を定めるものです。

諮問された「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方」については、本基本計画の計画期間を平成24年度から平成28年度とし、まず具体的な行動等を定める実施計画についての検討を行うことにより計画全体をイメージしやすくなるため、今年度は実施計画について審議し、取りまとめを行いました。

*1【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条】

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

*2【羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第30条】

市長は、法第6条の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 実施計画（案）について

《結 論》

具体的な考え方や行動等を示した15項目の実施計画（案）を定め、この計画に従い、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組むこととする。

【 実 施 計 画 （ 案 ）】

(1) ごみの減量とリサイクル意識の高揚

① ライフスタイルの見直し

ごみの減量とリサイクル意識の高揚については、市民一人ひとりができることから取り組む必要があります。

市民が便利さを追求するライフスタイルを見直し、ごみになるものや、ごみになるものを多く含む商品は購入しないよう推進します。

また、マイバッグやマイ箸、マイ水筒運動等を展開し、ごみになるものを出さない、フリーマーケットの利用や再生品の積極的な購入など、無理なく自分に可能な範囲のエコライフを心がけるよう啓発します。

② 環境教育の充実

ごみの減量とリサイクル意識の高揚は、幼少期からの教育が重要であることから、まちづくり出前講座（*1）等を活用し、園児・児童・生徒への環境教育を充実します。

③ 講習会等の開催

「ごみ減量作戦の公募」や「有識者などによる講習会」、市民のごみに対する取り組みの紹介や、実践の知恵や情報の交換が行える場として、「フォーラムの開催」などについて検討します。

④ リユース食器の推進

ごみ減量の意識の高揚を図り、ごみの減量につなげるため、市や町内会・自治会等で開催するイベントでリユース食器の利用の促進を図ります。

*1【まちづくり出前講座】

市民の皆さんが主催する学習会などに、市の職員が講師として出向き、市政（各担当の事務及び事業など）について説明する講座で、メニューは行財政運営をはじめ、福祉、健康、環境、都市建設、教育、スポーツ、歴史、議会、選挙、監査など全部で約50項目ある。

(2) 戸別収集・一部有料化の徹底

平成14年10月に導入した、戸別収集・一部有料化については、排出者責任の明確化や市民の利便性の向上、ごみの発生抑制や減量意識の高揚が図られ、一定の成果が確認されています。

しかし、集合住宅については、現在もステーション収集（集積所）を継続していることから、一部の集積所においてはマナーが守られておらず、導入目的（効果）が達成されていないところがあることから、今後も、戸別収集・一部有料化について徹底を図ります。

① マナーの守れない市民の意識改革

現地へ出向き、直接市民に対して分別の徹底を呼びかけます。

② 集合住宅への排出指導

集合住宅の管理者や所有者への巡回の要請など、管理者責任について指導し、また、集合住宅を対象とした個別の説明会等を実施します。

(3) ごみの分別の見直し

市では、平成19年4月から「硬質プラスチック」と「金属」の分別種類を追加し、「軟質プラスチック製品」を焼却することにより、プラスチックの埋め立てを廃止してサーマルリサイクルへの転換を行い、ごみの資源化を推進しています。

しかし、日の出町にある最終処分場には限りがあり、最終処分場の延命に向けた取り組みを実施する必要があることから、「陶磁器・ガラス・鏡」を分別種類に追加し、埋立てごみの削減と資源化を推進します。

① 陶磁器・ガラス・鏡の資源化

現在、埋立処分を行っている「陶磁器・ガラス・鏡」を資源化し、埋立てごみの削減と、資源化を推進します。

② 燃やせないごみの収集方法の変更

現在、「燃やせないごみ」として排出されているものの中から、「陶磁器・ガラス・鏡」を市民分別することにより、燃やせないごみとして排出されるものが、「電球、プラスチックとの複合製品及び小型家電製品」となります。

そこで、収集効率の向上と収集経費の削減を目的として、燃やせないごみの定期収集（月1回）を廃止し、粗大ごみと同様に予約制とすることを検討します。

(4) ごみの減量・資源化のPR

ごみの減量や資源化を推進していくためには、ごみ処理経費及びごみの分別等を市民に対してPRすることが重要であることから、市民への周知徹底を図ります。

ごみ処理には膨大な経費がかかっていることを市民に理解していただき、ごみ減量による経費の削減を図ります。

① 「広報はむら」等の活用

現在、「広報はむら」でごみに関する啓発活動を行っていますが、今後も市民に親しみやすいキャラクターを用いた啓発活動を継続し、「市の掲示板」や「町内会の回覧板」、「まちづくり出前講座」を活用して市民への周知を強化し、ごみの減量、リサイクルの促進等について、継続的な啓発活動を実施します。

② 廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の活用及び、町内会・自治会への協力依頼

廃棄物減量等推進審議会(*1)、廃棄物減量等推進員(*2)の活用を図るとともに、町内会・自治会に対して協力を依頼し、地域における市民相互による広報活動を展開します。

*1 【廃棄物減量等推進審議会】

廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議する市長の付属機関で、市長の諮問に
応じ審議し答申する

*2 【廃棄物減量等推進員】

一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市長の施策への協力その他の活動を行
う者で、各町内会・自治会へ1人ずつ委嘱している

(5) ごみ減量のための体制

① 市民・事業者・行政が連携したごみの減量

市民、事業者及び行政の3者が共通の認識を持って、役割分担を明確化し、相互に連携しながらそれぞれの役割に自主的に取り組むことで、ごみの減量を図ります。

② 廃棄物管理責任者会議の充実

市では、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物(*1)の所有者に対し、廃棄物管理責任者(*2)の選任を義務付けています。また、ごみの減量及び再利用計画について、毎年計画書の提出を求めていることから、平成20年度からは廃棄物管理責任者会議を開催し、ごみの減量を呼びかけます。

今後は、市と事業者が連携を図り、事業者同士が活発に情報交換を行える場となるよう会議の充実を図ります。

*1【事業用大規模建築物】

事業用途に供する延床面積が3,000㎡以上の建物

*2【廃棄物管理責任者】

事業用大規模建築物から発生する廃棄物の減量、再資源化、適正処理に関する業務を担当する者

(6) 生ごみの排出抑制

① 生ごみの水切りの徹底等

家庭から排出される燃やせるごみのうち、約6割が生ごみであり、その生ごみの約8割は水分であることに注目し、各家庭において生ごみの水切りの徹底を呼びかけるとともに、食べ物について、「必要以上を買わない」、「必要以上に作らない」、「食べ残しを出さない」などの、「もったいない」という意識を高める啓発活動を実施し、排出抑制につなげます。

② 家庭における生ごみの処理等

生ごみの排出を抑制していくためには、生ごみ処理機や生ごみ処理容器による生ごみの減量が有効であり、個々のライフスタイルに合わせて、生ごみを資源として堆肥化するもの、生ごみを完全に消滅させてしまうもの等を活用した取り組みを推進するため、その購入費の助成等について検討します。

(7) ごみ排出事業者への指導の強化

① 事業所への排出指導の拡大

家庭から排出されるごみの対策だけでなく、事業者から排出されるごみの対策についても重要であることから、現在、市で行っている事業用大規模建築物における事業所への現地指導の対象を、ごみの排出量が多い事業所にも拡大することを検討します。

② 西多摩衛生組合における抜き打ち検査の強化

他市の事業者からのごみの持ち込みを排除するとともに、搬入不適物の持ち込みを防ぐため、市職員により、西多摩衛生組合において抜き打ち検査を実施していますが、今後も搬入物の検査を継続し、違反した事業者に対して厳しく指導します。

(8) 廃棄物処理に対する支援

現在、市では生活保護費受給世帯などに対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図ることを目的とし、各種廃棄物処理手数料の免除を行っています。

しかし、粗大ごみの処理手数料の免除については、燃やせるごみや燃やせないごみの廃棄物処理手数料と異なり、免除額に制限がないため、ごみの増量につながる可能性があることから、免除額の上限を設定していくことなどについて検討します。

また、燃やせるごみ用指定収集袋、燃やせないごみ用指定収集袋の交付枚数及び大きさについては、現状が適正であるかを検討します。

【廃棄物処理手数料免除額】

《平成 23 年 1 月末現在》

区 分	燃やせるごみ用 指定収集袋	燃やせないごみ用 指定収集袋
(1) 生活保護費受給世帯	110枚	30枚
(2) 児童扶養手当受給世帯	110枚	30枚
(3) 特別児童扶養手当受給世帯	110枚	30枚
(4) 身体障害者手帳を所持する者 (1級又は2級の者に限る。)を 含む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(5) 愛の手帳(療育手帳)を所持す る者(1度又は2度の者に限 る。)を含む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(6) 精神障害者保健福祉手帳を所持 する者(1級の者に限る。)を含 む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(7) 高齢福祉年金受給者	110枚	30枚
1 各指定収集袋の枚数は、1年当たりの枚数とする。 2 指定収集袋の大きさは、(1)から(6)までにあつては、4人世帯までは中袋、 5人世帯以上は大袋とし、(7)にあつては小袋とする。		

(9) リサイクル品取扱店舗との連携

① リサイクル推進協力店認定制度

リサイクルを推進するにあたり、リサイクル品の使用は重要な役割を担っていることから、リサイクル商品を取り扱う小売店（リサイクルショップ等）に対して、一定の基準を設け、市指定のリサイクル推進協力店として認定する制度を検討し、行政と事業者が連携してリサイクルの推進を図ります。

② リサイクル品販売事業の支援

平成22年4月1日から、粗大ごみとして収集又は持ち込まれた廃棄物のうち、再使用可能な家具などの修理・販売を「羽村市シルバー人材センター」がリサイクルセンターで実施しています。この事業はごみの減量と再使用に関する意識啓発を図るとともに、高齢者の社会参加の促進を図ることを目的としていることから、市としてPR等の支援を行います。

(10) 剪定枝の資源化の促進

現在、燃やせるごみとして出された剪定枝と、長さ50cm以上の有料の剪定枝は、リサイクルセンターでチップ化して資源物として売却し、そのチップを材料として、西多摩衛生組合で使用する活性炭が製造されています。

このような資源が循環する取り組みを市民にPRするとともに、剪定枝の資源化の取り組みを一層推進します。

また、現在、長さ50cm以上の剪定枝は、有料となっていますが、資源化の促進を目的として無料とすることについて検討します。

(11) 拠点回収の充実

拠点回収については、拡大生産者責任(*1)履行の観点から、平成3年12月から紙パックの回収、平成14年10月からはペットボトルと白色トレーの回収を実施しています。ただし、ペットボトルについては、高齢者や体の不自由な方々から戸別収集の要望が多かったことや、ペットボトルの回収率の向上を図るため、平成18年度から戸別収集との併用をしています。

しかし、今後も拡大生産者責任を求めることを目的として、100カ所を目標に引き続き拠点回収ボックスの増設に努めていきますが、事業者にも独自の店頭回収ボックスを設置するように要請し、拠点回収の充実を図ります。

【拠点回収ボックス設置協力店数】(平成23年1月末現在)

内 容		設 置 数
拠 点 総 数		86カ所
内 訳	ペ ッ ト ボ ト ル	84カ所
	白 色 ト レ ー	75カ所
	紙 パ ッ ク	38カ所

*1【拡大生産者責任】

生産者は、生産した製品が使用され廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクル及び処分に一定の責任を負う考え方

(12) 資源回収事業実施団体の拡大

町内会・自治会、各種団体が行っている資源回収は、地域のコミュニティの醸成を図るとともに、ごみ分別やリサイクルへの関心の高揚に寄与しています。

平成22年度においては、46団体（28町内会・自治会、その他18団体）が登録され、その回収量は、市全体の資源化量の約20%を占めており、ごみの総資源化率を引き上げる重要な役割を担っています。

また、資源回収は、行政が分別排出をお願いするのとは異なり、市民同士が分別を呼びかけるため、分別に対する意識の高揚に大きな効果があることから、今後も町内会・自治会及び各種団体に対して、積極的に呼びかけを行い、実施団体の拡大に努めるとともに、助成制度を継続します。

(13) 国への要請

循環型社会を実現させるためには、市が実施している施策を、事業者及び市民に対して徹底していくだけでは限度があることから、循環型社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、東京都や各種団体を通じて国に対し要請します。

(14) 中間処理施設の整備

リサイクルセンター及びストックヤードは、容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、缶などの資源化を図るうえで、重要な役割を担っています。

クリーンセンター（し尿処理施設）におけるし尿処理については、平成20年4月に清流地区の公共下水道の供用に伴い、1日当たりの搬入量が減少したことから、現状の生物処理では浄化が難しくなっています。

リサイクルセンターは平成8年、クリーンセンターは平成6年に設置され、両施設とも老朽化が進んでおり、今後もこの施設・設備を適正に維持していくためには、計画的に整備を実施するとともに、設備の故障等により処理が不能となった場合の危機管理体制の整備について検討します。

また、近隣市町村の中間処理施設も同様な状況であることから、今後スケールメリットを活かした広域的な処理について検討します。

【リサイクルセンターの整備】

① 粗破砕機投入装置の交換

粗破砕機投入装置については、老朽化していることから入れ替えて適正な運営に努めます。

② トラックスケールの交換

トラックスケール(*1)は、廃棄物を計量して料金を算出する設備であることから正確を期することが重要ですが、老朽化していることから入れ替えて適正な運営に努めます。

③ スtockヤードの臭気対策

収集された容器包装プラスチックからの臭気の拡散を防止し、作業環境の整備をするため、空調設備及びエアーカーテン等を設置します。

④ 不燃ごみ選別設備の増設

徹底した資源の選別と、プラスチックごみを埋め立てしない施策を展開するために、現在手作業により燃やせないごみの袋を破袋し、プラスチックとの複合素材の製品及び小型家電製品を抜き取っています。

今後は作業効率の向上と更なる資源化を促進するため、破袋機、投入コンベア及び手選別コンベア等を整えた設備を増設します。

【クリーンセンターの整備】

① 自動運転及び運転管理システムの交換

クリーンセンターの、自動運転及び運転管理に対応するコンピュータシステム（シーケンサー及びデータログシステム）が故障しており、水質等の悪化が見られた場合、対応が遅れることから、コンピュータシステムを入れ替え、適正な汚水処理に努めます。

② し尿の処理方法の検討

1日当たりのし尿の搬入量が減少し、現在の生物処理では水質問題が発生する恐れがあるため、し尿の処理方法について検討します。

*1【トラックスケール】

トラックの重量を計量する大型のはかり

(15) ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄については、職員によるパトロールの実施や不法投棄の回収を実施するとともに、市民生活安全パトロールによる巡回を今後も継続して実施します。

また、ごみのポイ捨てについては、人のモラルを向上させることが最も重要であることから、広報等により、随時人の心に訴える啓発活動に取り組むことで、市内の美化を図るとともに、ポイ捨て防止対策について調査研究します。

資 料



羽產生発第 3047号
平成21年 6月 5日

羽村市廃棄物減量等推進審議会長 殿

羽村市長 並木 心



羽村市廃棄物減量等推進審議会に対する諮問について

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年条例第43号）第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 リユースの推進に関する基本的な考え方について
- 2 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について

（理由）

- 1 循環型社会の実現に向けて、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進しており、リデュース、リサイクルは高い成果を上げているが、それらの取り組みと比較してリユースに対する取り組みが劣っているため、今後どのような考え方をもって推進していくかを審議していただきたいため。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成23年度に作成する本計画について、どのような考え方をもって策定するかを審議していただきたいため。

羽村市廃棄物減量等推進審議会審議経過

審議回数	開催日及び会場	審議会の概要
第1回	平成22年6月24日(木) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度のごみ量について ○ 平成22年度リサイクル品販売事業について ○ 剪定枝の資源化について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第2回	平成22年8月20日(金) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第3回	平成22年9月28日(火) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第4回	平成22年11月30日(火) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第5回	平成23年1月24日(月) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について ○ 燃やせるごみの組成分析結果について